

質問の件名及び質問の要旨(質問時間)	答弁を求める者
<p>1 健康寿命を延ばせ！骨折対策の充実を (30分)</p> <p>健康寿命は、健康上の理由で日常生活を制限なく過ごせる期間で、男性が72.14年、女性が74.79年といわれています。しかしながら、健康寿命と平均寿命との差は、男女ともに約10年あります。</p> <p>健康寿命を延ばし、平均寿命との差をできるだけ短くすることが大きな課題といえます。</p> <p>公明党は、市議選で掲げたマニフェストに「いきいきと暮らせる鶴ヶ島へ」「フレイル予防の推進、健康寿命を伸ばす取組の充実」を掲げております。</p> <p>厚生労働省の国民生活基礎調査によると、要介護の原因は、1位「認知症」、2位「脳血管疾患」、3位「高齢による衰弱」、4位「骨折・転倒」、5位「関節疾患」であり、4位と5位を合わせるといわゆる「運動器疾患」の占める割合が最も多くなります。フレイルは高齢による体の虚弱全体をさし、ロコモティブシンドロームは、そのうちの運動器の障害により移動機能の低下をさすものであると理解しますが、私たちの健康寿命を高め、生活の質(QOL)を高めるためには、運動器の障害を早期から予防することが非常に大事になります。</p> <p>すぐには、死に至らないが、身近で誰にでも起こりうる骨折対策である骨粗鬆症対策は、介護保険スタート時には、老人保健事業の推進において骨粗鬆症についてと載っていたものの、今は、なおざりになっており、アンケート調査では、都市部で24、2%、地方で19、1%しか政策的位置づけを行っていません。</p> <p>しかも、要所見の高リスクに対するフォローは、半分程度。検診はやっても回復への努力はしていないのが実態です。</p> <p>一方で、医療費は骨折関係が一番かかっており、介護負担でも認知症と並び高負担になっています。</p> <p>また、ビスホスホネート薬など骨粗鬆症治療薬の有効性が認められており、早めに察知し、必要な治療を開始することが必要かつ有益です。</p> <p>(1) 鶴ヶ島市の骨粗鬆症検診とその実績について (2) 検診後のフォローについて (3) 骨・関節疾患の要介護状態の原因としての市での状況は。 (4) ロコモティブシンドロームへの取組について (5) 骨折予防を医療、介護予防の対策の柱に。</p>	<p>市長</p>

質問の件名及び質問の要旨(質問時間)	答弁を求める者
<p>2 不妊症治療について (15分)</p> <p>2010年の資料ですが、日本における不妊カップルは6組に1組、さらに体外受精や顕微授精などの生殖補助医療(ART)によって生まれた子どもは2013年の資料で4万2554人、これは、出生児の約24人に1人が不妊治療により生まれたこととなります。</p> <p>不妊治療の悩みには、「身体的負担」「精神的負担」「経済的負担」「時間的負担」があると言われます。特に治療と仕事との両立は、通院が頻繁に必要で、しかも体調により予定も前もって決めづらいなど、周りの理解と協力が不可欠であり、また、高額のコストが必要であるために、仕事を休めないというジレンマが伴います。</p> <p>不妊治療には、保険適用のタイミング法、適用外の人工授精、そして、適用外の体外受精や顕微授精の生殖補助医療(ART)の段階を踏みますが、生殖補助医療(ART)でも妊娠率は約30%といわれ、年齢や個人の背景によっても異なります。</p> <p>不妊治療費助成事業としていろいろな条件がありますが、埼玉県として43歳までを対象に特定不妊治療に上限15万円(初回のみ30万円)など、鶴ヶ島市の助成事業は、35歳までの県の補助事業を上乗せし43歳まで10万円上限の助成をしております。</p> <p>しかし、経済的支援としても実際にかかる費用から見ると十分とは言えず、仕事と治療の両立などへの精神面へのサポートは、個人の努力に委ねられているのが実情です。</p> <p>(1) 静岡県内の自治体では、人工授精への助成を行っておりますが、埼玉県内の鶴ヶ島市を含めた自治体の状況と今後の取組について。</p> <p>(2) 何よりもカウンセリングなどの充実で、精神的なサポートが必要だと思われませんが、市としての取組と相談業務の充実について</p> <p>(3) 平成29年から市での不妊治療助成、平成30年から不育症検査費助成がスタートと取組が進んできていますが、市としての更なる不妊治療助成への考えとこれからの取組について。</p>	<p>市長</p>
<p>3 自転車の安全な利用に関する条例の制定について (15分)</p> <p>平成30年4月1日現在、県内で自転車の安全な利用に関する条例は、63市町村のうち19市町が条例を制定しています。埼玉県でも条例を改正し自転車保険加入を義務付けました。</p> <p>平成24年に鶴ヶ島市立富士見中学校の生徒が、中学生社会体験チャレンジで坂戸・鶴ヶ島消防組合に行く途中にトラックに巻き込まれ亡くなるという痛ましい事故が起きました。</p> <p>事故は、坂戸市内で起き、ニュースなどでも、坂戸市で中学生が自動車</p>	<p>市長 教育委員会教育長</p>

質問の件名及び質問の要旨(質問時間)	答弁を求める者
<p>事故で死亡と報道され、鶴ヶ島市の中学生が、しかも社会体験チャレンジという公の行事で行く途中にも関わらず、記録にも坂戸市の死亡事故として残るだけのようなようでした。</p> <p>坂戸市は、坂戸市自転車の安全な利用に関する条例をその後制定、それを拠り所として、具体的な死亡事故防止対策として市内中学生への乗車用ヘルメットの貸与を開始しました。一方、鶴ヶ島市は、県条例8条第2項に「児童又は生徒の保護者は、その児童又は生徒に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策に関する自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない」と謳われている事等を理由に、県条例で十分と未だ制定されておりません。</p> <p>また、昨年、PTAと議会との懇談会が行われ、既に鶴ヶ島中学校では着用が義務付けられて、保護者が購入している乗車用ヘルメットについて、坂戸市同様の取組を強く要望されており、懇談会を受けての市民の意見を踏まえた議会から市への政策提言で「子どもの安心・安全の確保について」にその意義が込められております。</p> <p>この度、新中学校1年生に乗車用ヘルメットを購入するという補正予算が出されておりますが、小学校の卒業記念品という位置づけです。</p> <p>平成29年4月に日高市でも自転車の安全な利用の促進に関する条例を制定し、ヘルメット購入への助成を始めました。坂戸市、日高市とも65歳以上の高齢者への補助も行います。県条例には、児童生徒と高齢者が並列で取り上げられており、高齢者への対応も必要だと考えます。</p> <p>県条例が求めるものに対応する為にも、財政出動を今後継続して行うのであれば、その拠り所を自転車の安全な利用の為とする為にも鶴ヶ島市自転車の安全な利用に関する条例の制定が必要ではないでしょうか。</p> <p>(1) 平成23年の富士見中学生の事故に対する市の取組について (2) 富士見中学生の事故に対する教育委員会の取組について (3) 乗車用ヘルメット購入の経緯とその政策的裏付けについて (4) 高齢者の乗車用ヘルメットへの取組について (5) 県条例には、ヘルメットに関しては、保護者や家族の努めとしか定められておらず、坂戸市条例には、11条第5項に市の講ずべき事として定められています。鶴ヶ島市としての条例制定について。</p>	